

新自由主義の時代における フェミニズム，市民社会

衛藤 幹子

序

- 1 2つのリベラリズムとフェミニズム
- 2 ネオ・リベラリズム，多文化主義あるいは多様性，フェミニズム
- 3 市民社会とフェミニズム

結語

序

1980年代に台頭してきたネオ・リベラリズムは、2007年に起こった世界金融危機によってその影響力に陰りをみせたものの、依然世界を席捲している。ネオ・リベラリズムは、英米で1980年代に登場した右派政権が採用したイデオロギーという枠を超えて世界に拡散し、1990年代に政権を奪取した英米左派政権をも取り込みながら、北欧のような社会民主主義的な傾向の強い国⁽¹⁾にも持ち込まれた。ネオ・リベラリズムは、市場のみならず、国家や国際機関、市井の人びとをも突き動かす行動指針となっている。スティガーとロイ (Steger and Roy 2010) は、ネオ・リベラリズムを1980年代以降の世界を覆う「ガヴァメンタリティ (governmentality 統治性)」であると指摘している。

本稿は、こうしたネオ・リベラリズムの潮流はフェミニズムにどのように作用したのか、フェミニズムあるいはフェミニストの視点から批判的にネオ・リベラリズムを検証することを目的としている。わけても、ネオ・リベラリズムと軌を一にして (再) 登場した市民社会論に焦点を当て、フェミニストの市民社会批判に注目する。市民社会論の隆盛は、東欧、アジア、アフリカで相次いで湧き上がった市民革命が引き金ではあるが、ネオ・リベラリズムが大きな影を落としている。一方、市民社会は、フェミニズムを基礎づける理論と運動という2つの支柱のうちの一つ、フェミニスト運動の場であり、ネオ・リベラルの影響下にある市民社会をフェミニストがどのように評価しているのかを知ることは、ネオ・リベラリズムとフェミニズムとの相克をより理解する機会になる。

17世紀に登場し、18世紀をとおして西洋社会の支配的なイデオロギーとなったりベラリズムは、第二次大戦後「福祉国家」という新しい衣を纏うことによって、1970年代前半まで西側諸国の社

(1) 北欧諸国におけるネオ・リベラリズムの影響については、Campbell and Pedersen eds. (2001) を参照のこと。

会と経済の発展に寄与した。エスピン＝アンデルセン (Esping-Andersen 1989) が指摘するように、各国の「福祉国家」のあり方は国家の政体や社会構造、文化や国民性などによって異なるものの、「福祉国家」の登場はリベラリズムに経済的平等（社会権、あるいは福祉の権利）とともに「平等」の範囲をすべての国民に拡大する「普遍的平等」という新しい価値を付与することになった。そこで、本稿では20世紀中葉以降からネオ・リベラリズムが登場するまでのリベラリズムを、市場と市民生活における国家の役割を積極的に認め、社会的公正と平等を重視することから「ソーシャル・リベラリズム」、それ以前のリベラリズムは「古典的リベラリズム」と呼ぶことにする。

ソーシャル・リベラリズムも、またネオ・リベラリズムも、古典的リベラリズムが世界史的な変化のなかで発展、あるいは変容したものである。したがって、これら3つのリベラリズムは時代ごとに異なった性質を身に着けながらも、共通項によって基礎づけられている。そこで、本稿ではまず古典的リベラリズム並びにソーシャル・リベラリズムとフェミニズムとの関係からみていくことにしたい。

1 2つのリベラリズムとフェミニズム

(1) 古典的リベラリズムにおける「女性」の位置

古典的リベラリズムは、経済的にはレッセフェールを信奉し、市場に対する政府の介入を拒絶する一方で、平等性、権利主義、個人主義、個人の自律、公的領域と私的領域の二分法（公私二元論）、政治的受動性といった考え方によって特徴づけられる (Voet 1998)。ここでいう、個人とは17、18世紀における（西洋の）政治社会の構成員である「資産のある健康な男性」を指し、平等と権利はこれらの男性の間の平等であり、彼らのみが享受できた。資産のない労働者や有産階級であっても心身の障がいなどのため一人前とは認められない男性、そしてすべての階級の女性は自由な「個人」ではなく、平等と権利から排除された。もともと、19世紀になると平等と権利を享受する「個人」の範囲は無産階級（但し男性のみ）にも徐々に拡大されていった。

公的領域は自由で、自立した「個人」である男性の活動領域であり、女性の活動は家庭や教会、コミュニティといった私的領域に限定された。そして公的領域に軸足を置く男性（夫）は、家庭においても「主人」であり、女性（妻）は「従者」として位置づけられた。権利の主体者たり得ない妻の権利は夫によって代行された。女性は娘時代には父親、そして結婚後は夫と生涯男性の保護下に置かれたのである (Brennan and Pateman 1998)。さらに公と私の二分法は、女性を家事・育児という無償労働の担い手にした。夫は仕事、妻は家庭という分業化は、経済成長によって「家族賃金（夫のみの賃金で家族を養うことができる）」が実現されたことによって促進されたのであったが、同時にこの男女間の役割の分業化が効率的な生産活動を可能にし、産業資本主義の発展に寄与することにもなった (衛藤, 2005年)。

19世紀後半に登場した第一波フェミニズムは、このような法的人格たり得ない自らの立場を自覚した女性たちによる権利獲得運動であった。彼女たちの要求は、夫に絶対的に有利な婚姻法の改正（妻の所有権と親権の確立）、女性が高等教育（大学）を受ける権利、未婚成人女性の労働の権利、性の二重基準（女性にのみ貞操が強要された）の解消、スポーツによって健康な身体をつくる権利

など多岐にわたっていたが，やがて参政権の獲得に収斂されていった。それは，女性が諸権利から排除されているのは，結局のところ女性に政治的発言権が与えられていないからだと考えるようになったからであった。「波」という言葉が示すように，女性たちの権利要求運動は，英国，米国から欧州と北米の先進諸国に広がった。この波は，規模こそ小さいながら19世紀末日本にも到達した。

政治的受動性は，リベラリズムの政治制度である代表制民主主義（代議制度）と対になった性質とすることができる。少数の選ばれた代表が政治的意思決定を担う代議制度において，大多数の国民の政治活動は専ら何年か毎に代表を選ぶという行為に限定される。選挙が終われば，政治の主導権は議員に託され，国民が直接政治的意思決定に関与する機会は，国民投票などの場合を除いて滅多にない。リベラリズムの政治社会は，政治的意思決定を担う政治エリートとそれ以外の人びととに二分される。非エリートたちの政治的態度は受け身となり，彼らの関心はより良い政治社会の建設に貢献することよりも，専ら自己の経済的利益の追求に向けられる。このような受け身な態度は，往々にして政治への関心を喪失させることになる。その点で，政治的無関心はリベラル・デモクラシーによって導かれる一つの帰着とすることができる。

法の下での平等からあからさまに女性を排除した古典的リベラリズムは，階級制と同時に家父長制（男性による女性の「性」の支配）によって構成された中産階級男性のためのイデオロギーであった（Frazer and Lacey 1993）。だが，リベラリズムのこの排他的な性質は，20世紀中葉大きく変化することになる。

（2）ソーシャル・リベラリズムにおけるフェミニズムとの和解

ソーシャル・リベラリズムは古典的リベラリズムの考え方を継承しながらも，大きく2つの点でそれと異なっている。まず，周知のようにソーシャル・リベラリズムが政府の市場への介入を認めた点である。政府の介入は公共投資のような市場経済のコントロールとともに福祉サービスの提供によって行われる。福祉国家はケインズ型経済政策と公的福祉政策によって展開されたのである。わけても，古典的リベラリズムが顧みることのなかった経済的不平等の是正が公的福祉政策によって図られることになった。19世紀における資本主義の発展は大量の労働者を生み出し，階級間の対立を募らせた。福祉政策による「社会権」の創設は労働者階級を国家に包摂し，彼らのアイデンティティを国家に一体化することによって階級間対立の緩和に貢献した（Marshall 1950：10-27）。福祉国家は西側先進諸国の経済成長の原動力となり，人びとに豊かな暮らしをもたらした。

二つ目は「平等」の普遍化である。女性であれ，だれであれ，その国の国民と認められる限り政治的，社会的，経済的に平等とみなされ，自由と権利が法によって保障される。言うところの「法の下での平等」である（Voet 1998）。国民に等しく割当てられる自由と権利は，性別，年齢，人種，宗教，富や社会的地位といった個々人の属性によってその度合いに差があってはならず，等しく同じでなければならない。そのため，法は各人の属性を捨象し，均質化された個人として取り扱う。つまり，普遍的平等は人びとの多様性やそれぞれの間の違いを無視し，均一化された言わば「顔のない」個人を前提にすることによって実現されるのである。

ソーシャル・リベラリズムの新しい特質は，西側先進諸国の女性の境遇や意識を大きく変えることになった。戦後社会の豊かさと諸権利の男女平等化は，女性たちの大学進学や社会進出を促した。

しかしながら、男性と肩を並べて大学で学び、職場で働くようになると、女性たちは女性が相変わらず男性の従属的地位に置かれていることに気づく。たとえば、1960年代半ばに多くの先進諸国で相次いで湧き上がった学生運動には女性たちも参加したが、彼女たちは男性活動家が「解放」や「自由」を訴える一方で、女性活動家をまるで「母親」や「妻」のように扱うという二面性を目の当たりにした (Friedan 1983)。また、職場でも女性には補助的職務しか与えられず、昇給や昇進の機会から遠ざけられている。しかも、結婚した女性が仕事を続けようとする、その女性は仕事に加え、家事や育児など伝統的な女性の役割に相変わらず縛られ、二重の負担に喘ぐことになる。

男女平等は法的には達成されたにもかかわらず、女性をとりまく現実は一向に変わっていない。1960年代後半から1970年代前半にかけて登場した第二波フェミニズムは、このような法的平等と不平等な現実とのギャップに気づいた女性たちの運動であった。法は整備されても、人びとの考え方や習慣、社会を覆う文化、価値観など法を実践する社会のありようを変革することなくして真の平等は達成されない。第二波フェミニズムは、「形式的」な平等を日々の暮らしのなかに浸透させるという平等の「実質化」を求めた。表面だけではなく、根底からの解放を追求したフェミニストたちの運動は「女性解放運動」とも呼ばれている。運動は欧米先進国から瞬間に世界各地に伝播した。第二の波は、その規模や地球的広がりにおいても、またその影響力でも第一の波を凌いだ。

男性による女性の「性」の支配に不平等の根源があると考え急進主義的フェミニストたちは、家父長制という人類が歴史的に構築してきた社会的文化的構造の変革を求め、自らの運動を「文化革命」と称した (Mitchell 1971)。確かに、法を実践する個々の人びと、社会集団、組織や機関が伝統的な女性観にとらわれている限り、法は形骸化され、骨抜きにされてしまう。さらに深刻なのは、こうした人びとの日々の実践が法それ自体に内蔵され、女性やマイノリティの人びとを排除し、不平等を温存することである。

すでに述べたように、普遍的平等は個人を均質化することによって担保されている。このこと自体には何ら問題がないようにみえるが、実はこの差異を消し去り、法を中立化することこそが女性や障がいのある人びと、人種や民族あるいは文化的少数派の人びとを差別し、平等を阻むことになる。というのも、リベラリズムが想定する「個人」(権利の「主体」あるいは法的人格)とは、「健康な(白人)男性」に他ならないからである。

20世紀に入ってリベラリズムが想定する「個人」には労働者階級男性も含ままれるようになったが、女性や障がいのある人びと、マイノリティは相変わらず除外されている。それは、フェミニストたちが指摘したように、平等の範囲は拡大されても法の実践の場の仕組みや規範、価値観、慣習はリベラリズムの政治社会の先住者である男性のそれらによって形づくられ、運営されているからである。政治的男女平等が法的に保障されていても、女性の政界進出が進まないのは、政治の営みが相変わらず「政治に従事するのは男性」という男性を規範モデルにしているからではないのか。女性の労働市場参加が著しく向上し、有能な女性労働者が増加しているにもかかわらず、女性管理職が極めて少ないのは、経済人が「会社経営は男性の仕事」という観念から抜け出せないからではないのか。また家庭においても、たとえば夫婦のうち世帯主の地位は当然のごとく夫にあてがわれる。税や社会保障制度も同様に主体は「男性」であり、女性はその男性の伴侶として反射的に利益を受け取るにすぎない。中山道子(2000年、3-7頁)が指摘するように、近代市民法における「個

人」とは「男性」を含意し，女性は想定されていないのである。

ソーシャル・リベラリズムの平等は，その受益者に暗に「健康な男性」モデルに同化することを求めている。女性であれ，障がいのある人であれ，「健康な男性」のように振る舞うことができれば平等に与ることができ，そうでなければ不平等に甘んじなければならない。しかも，法は「個人とは健康な男性である」と示してないばかりか，「すべて」という一般的で抽象的な用語によって，中立を装っている。女性や障がいのある人びとが健康な男性並みに振る舞えない，あるいはそのように振る舞うことを拒絶したために不平等な取り扱いを受けたとしても，それはそのように振る舞えなかった，あるいは振る舞うことを拒絶した本人の責任ということになる。法は特定の人を権利の受け取り手，あるいは受け取り手ではないと明示してはいないので，法の下での平等が侵害されたわけではないというわけである。

所詮リベラリズムとフェミニズムとは相容れないのだろうか。岡野八代(2001年, 20-26頁)は，リベラリズムが「身体に関わる諸々の外的・内的条件をまったく考慮することなく」「抽象的概念としての平等で自由な人格を想定」しているのに対し，フェミニズムは「リベラリズムが不問に付してきた身体をともなった一人ひとりのわたしたちの異なり」を「重要な関心」にしてきたと指摘している。人間の意識や行動はその「身体性 (corporeality)」（Grosz 2004）」と不可分である。ここにリベラリズムとフェミニズムとの緊張が生じるのである。しかし，第二波フェミニズムの波が世界的なうねりとなって国家や国際機関を動かすようになる中で，この緊張は次第に緩和されてきた。リベラリズムの「平等」観に変化が生じたのである。平等を謳うだけでなく，差別を積極的に禁止する，さらには積極的に平等の実現を推進する積極的是正策 (affirmative actions ; positive plans) の登場である。

1979年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」は，男女平等を実現するために女性に対するあらゆる差別（男性への優位な取り扱いから女性に向けられる固定観念まで）の撤廃を求めるもので，188カ国（2014年9月現在）⁽²⁾が締結している。日本は1985年に批准し，1986年には本条約の効果として「男女雇用機会均等法」を発効した。均等法の欠陥や問題点はさておき，ここでは本法が雇用の場における女性差別の禁止，すなわち普遍的平等における主体の匿名性を一歩踏み出し，女性を名指している点に注目したい。それは，女性という身体性に起因する不利益を是正する試みだということができる。

また，今日多くの国家や政党で採用されているジェンダー・クォータも同様の措置だと解釈することができる⁽³⁾。ジェンダー・クォータは，議席や議会選挙の候補者の一定比率を女性に割り当てる制度で，「匿名」の平等では一向に解消しない議会における男女不平等の是正を図ることを目的にしている。政治的クォータは，国家が憲法や選挙法で定め，全政党に実施を強制するタイプと個々の政党が自発的に行なうタイプとに分けられる。前者は，リベラリズムの原理からすれば政党の自由な政治活動への国家権力による介入であり，従来はラテンアメリカ，アジア，アフリカ，あるいは東欧などの民主的に発展途上にある国家において実施される傾向にあったが，近年ベルギー，フ

(2) 米国は未だこの条約を締結していない。詳細はBaldez (2014) を参照のこと。

(3) 政治的的代表制とジェンダー・クォータに関しては，三浦・衛藤編著 (2014) に詳しい。

ランス、スペイン、ポルトガルなど西ヨーロッパ諸国でも導入されている。

機会の平等だけでは真の男女平等が実現しないのは、実は男女が同じ機会を与えられていないからなのではないのか。スタート地点においてすでに後れをとっているとするならば、機会が平等に与えられていると言えない。積極的差別是正策は、しばしば「機会の平等」を侵害する、あるいはリベラリズムと矛盾する「結果の平等」を容認するものだという批判に晒される。しかし、それは女性を優先しているのではなく、男性と同じスタート地点に立たせるための方法なのであるから、「機会の平等」を逸脱しているわけではない。しかも、女性が後れを取っているのは、女性の能力や努力とは無関係な歴史的に形づくられた社会的文化的な構造のためなのである（衛藤、2005年）。

匿名性を一歩進め、「女性」を名指しする法は、リベラリズムをフェミニズムに歩み寄せさせたが、他方でフェミニズムに本質主義(essentialism)への回帰という困難な問題を突きつけることになった。フェミニストたちは女性をめぐる固定観念の払拭を求め、女性が「女性」というカテゴリーで一括りにされてしまうことに反対してきた。ところが、女性を名指しすることは女性を枠づけ、その枠で囲い込むこととなり、フェミニズムが希求してきたことに逆行する恐れが生じる。本質主義に陥らずに固有性を維持することは可能なのか。フェミニズムは未だ決定的な答えを見つけ出すことができていない。

2 ネオ・リベラリズム、多文化主義あるいは多様性、フェミニズム

ソーシャル・リベラリズムの隆盛は、1973年の第一次石油危機を契機に終焉を迎え、代わってネオ・リベラリズムが登場する。経済成長がマイナスに転じた原因は市場における政府の失敗にあると考えるネオ・リベラルたちは、政府による市場調整と公的福祉政策を否定し、古典的リベラルへの回帰を志向した。自由市場、自由貿易、規制緩和を主張するネオ・リベラリズムは、経済的アジェンダであると同時に、政治的アジェンダである。さらに、人びとの行動の前提となり、権力として作用することによって国民の日常を支配する統治原理でもある（Steger and Roy 2010）。

ネオ・リベラリズムは、競争、市場の利益、分散化によって特徴づけられる（Steger and Roy 2010）。競争を勝ち抜き、市場の利益を最大化することが目標とされた。政府の権限を最小限度に抑えるために、分権や民営化、規制緩和によって国家の中心権力を最小化しようとする。政府機能も市場のアナロジーでとらえられ、サービスの効率化や外部化（アウトソーシング）が図られる。公務員は政府という「会社」の社員であり、公共サービスのクライアントは消費者というわけである。国民には何よりも自立と自己責任が求められ、また自己の能力を最大限に発揮するエンパワーメントが推奨される。新規の分野にリスクを恐れず挑戦し、自己の能力だけを信奉する起業家精神（entrepreneurship）は、ネオ・リベラルが描く個人の理想像である（Steger and Roy 2010）。平等や連帯、社会的責任などソーシャル・リベラリズムが進めてきた考え方は悉く否定されることになる。

市場においては徹底した自由放任を主張する一方で、ネオ・リベラルたちは保守的な価値観に賛同する。家族やコミュニティといった伝統的な紐帯の復興を唱え、法の厳格な執行を標榜する。しかし、ネオ・リベラルたちの保守主義は、公共の安全と伝統的な道德観の名のもとに政府による市民生活への干渉を正当化し、人権侵害をも辞さない点で、古典的な保守主義とは大きく異なる。そ

のため、ネオ・リベラルが提唱する「保守」は新保守主義と呼ばれる（Steger and Roy 2010）。自由主義と保守主義という一見不可解な結合も、「小さな政府」の当然の帰着とみるならば納得できよう。すなわち、公的福祉の受給を打ち切られた人びとの救済先として家族や地域共同体が呼び戻され、無償の福祉供給の場とされた。格差の拡大や中産階級の転落は社会不安を引き起こし、治安を悪化させる。だが、経費の削減により警察力を増強できないネオ・リベラル政府は、法の厳罰化によってその解決を図ろうとする。

サッチャー首相とレーガン大統領によって主導されたネオ・リベラリズムは1980年代から1990年代に大きな流れとなって世界を席捲した。90年代に登場した英米の左派政権ブレア（1997年）、クリントン（1993年）一も、社会政策の復活によってその修正を図ろうとしたが、市場中心主義に変化はなく、また個人の自立を重視し、民間の力を活用する社会政策もむしろネオ・リベラルの考え方を継承するものであった（Steger and Roy 2010）。ジョン・ウィリアムソンが1989年に発表した論文で言及した10項目からなる「ワシントン・コンセンサス」は、1990年代の途上国支援のルールとして確立され、ネオ・リベラリズムの影響力は、先進諸国にも増して発展途上国に及んだ（Steger and Roy 2010）。少なくとも、2007年のサブプライム・ローン問題に端を発する世界金融危機が行き過ぎた市場の自由、むき出しの競争と過度な自己責任によって引き起こされたという認識が共有されるまで、ネオ・リベラリズムの思潮に抗うことは困難であった。

ところで、ネオ・リベラリズムの台頭と軌を一にして、世界的な影響力をもつ潮流が2つ登場している。一つは多文化主義（multiculturalism）、もう一つは次章で論じる市民社会論である。多文化主義は、民族的、文化的に異なる集団がそのアイデンティティを尊重し、それぞれの集団が等しく取り扱われることを目的に、1970年代以降多民族国家において政策として採用されてきた。固有のアイデンティティを尊重されるべきだと認められた集団には彼らにだけ適用される権利や特権が与えられる。ウィル・キムリッカ（Kymlicka 1995）は、それを「彼らが人間としてのすべての領域にわたる活動を意味あるものにする手段」だと指摘している。多文化主義は、人びとの移動が地球規模で拡大し、伝統的な国境の概念がもはや機能しなくなるなかで、個々の人びとの異なりを認め合うことによって共存の道を探る試みであり、「多様性（diversity）」の尊重と言ひ換えられる。人びとの固有性に注目する多文化主義は、先に述べたソーシャル・リベラリズムにおける積極的差別是正策の考え方の延長線上にあると考えることができる。

このようにソーシャル・リベラリズムと相性がよいと思われる多文化主義が、ネオ・リベラリズムが勢いを増す中でも広がっていったのは何故なのか。さらに言えば、何故にネオ・リベラルは多文化主義を容認したのであろう。ナンシー・フレイザー（Fraser 1997；2008）は、多文化主義の潮流を少数派の人びとが自己のまるごとの存在（アイデンティティ）を主張し、社会にその認証を求める「承認（recognition）」の要求、ソーシャル・リベラリズムの時代のそれを「再分配（redistribution）」の要求と表現している。ネオ・リベラルが人びとの自立を阻害し、「大きな政府」の原因になると考えている再分配の要求を容認できないことは、すでに述べたことから明らかである。他方、承認の前提にある自己決定や自立、エンパワーメントはネオ・リベラルの信条に合致している。しかも、平等な取り扱いのために差異を認め、異なりを尊重することを求めているにもかかわらず、差異の承認が強調され、平等と差異とがあたかも対立する概念のようにみえてしまう。

このことは、ネオ・リベラルたちには好都合だ。承認の要求が自立と自助によって完結する限りにおいて、ネオ・リベラリズムが多文化主義を拒絶することはない。

多文化主義的な潮流は、1980年代以降のフェミニズムにも反映されている。男女の差異はもとより女性の間にある差異を(再)発見し、女性の多様性の承認を求めた。それは、フェミニズムが白人中産階級の女性のためのイデオロギーからすべての女性のためのイデオロギーに変化することを意味した。女性が抱える問題には、出自や境遇によって違いがある。女性を一枚岩の集団として、その固有性を法的に認めさせるだけでは、さまざまな背景を持ち、社会的経済的な環境の異なる女性すべてを掬い上げることはできない。女性の多様性の承認の目的は、真の平等を一人ひとりの女性に配分することにあつた。しかしながら、多文化主義と同様、フェミニズムにおいても「承認すること自体が独り歩きしているように見える。多様化によって立ち上がった非主流派フェミニスト(あるいは非白人中産階級フェミニスト)は何よりもまず自らのアイデンティティを主張することが先決であつたうえに、ネオ・リベラリズムが時代の空気になっている中では、「平等」を訴えるよりも「承認」を訴える方が社会に受け入れられ易いからであつたと考えられる。

「承認」のフェミニズムは、同床異夢にもかかわらずネオ・リベラリズムと多文化主義とが共存する一フレイザー (Fraser 2008: 105) はこれを「不幸な結婚」と揶揄している一時代思潮の申し子とすることができるかもしれない。それゆえに、「承認」のフェミニズムは大きく2つの問題に直面することになる。一つ目が、「再分配」の問題が隠され、格差や女性の困難が一層進行することである。ネオ・リベラルの公的福祉の削減は、シングル・マザーや単身高齢女性など女性により大きく作用し、所謂「貧困の女性化 (feminization of poverty)」を推し進めた。さらに、貴重な労働力として女性の労働市場参加が推奨される一方で、働く母親を支援するための女性政策やジェンダー平等政策が削減されるばかりか、新保守主義の伝統的な家族観が持ち出されて女性は重い二重負担に苦しむ。「承認」の陰に隠されたことによって、「再分配」はソーシャル・リベラリズムの時代にも増して深刻な課題になったのである。

二つ目は、多文化主義とフェミニズムとの対立である。多文化主義によって保護される非西洋文化には、多くの場合、女性への蔑視、差別や抑圧といった強固な男女不平等が温存されている⁽⁴⁾。多文化主義が包含する反フェミニスト的な性質に疑義を呈した最初の文献は、おそらく1997年ボストン・レビュー誌(10月・11月号)に掲載されたスーザン・オーキンの論文であろう⁽⁵⁾。オーキン (Okin 1999) は、女性の基本的人権を認めるキムリッカのようなリベラルな多文化主義者であっても、女性の従属がこうした権利が及ばないインフォーマルな私的領域においてこそ罷り通っていることに気づいていない、集団の中に存在する男女不平等に目を向けるべきだと指摘した。

この多文化主義とフェミニズムとの論争においては、女性の人権、あるいは男女平等の理念は欧米諸国で生まれた考え方であり、その点で西洋に固有の文化なので、集団の文化を女性の人権に優先させるのは西洋文化から自らの文化を保護するにすぎないと主張されることがよくある。しかしながら、アン・フィリップス (Phillips 2010) は、どのような文化でも、多かれ少なかれ他の文化

(4) その典型例としては女子割礼 (FGM)、女兒婚、強制婚などがある。

(5) この論文は、後にCohen, Howard and Nussbaum eds. (1999) に再掲された。

に影響され、その要素を取り入れながら形成されるので、純粋無垢な文化などないと述べ、文化の固有性を批判している。事実、2つのフェミニスト運動が問いかけたように、欧米諸国の女性たちも差別や抑圧に苦しめられ、フェミニストたちは自らの社会を家父長的だと告発してきた。その点で、非西洋社会の女性たちと変わりはない。フィリップス（Phillips 2010）は、続けて、文化の名の下に女性への抑圧を容認するのは、そのことによって抑圧者である男性が利益を得るからであると指摘する。つまり、多文化主義は本来の意図を外れて、差別の隠れ蓑になることがある。

3 市民社会とフェミニズム⁽⁶⁾

市民社会の定義は、研究者によって異なるものの、それが市民の自発的組織行動によって構成されているという点において一致している。そこで本稿では、とりあえず市民社会を個人がそこへの参加を自由に選択することのできる組織の集合体ととらえておくことにしたい。社会科学分野において、市民社会は政府の失敗や市場の不正を告発し、それらをより民主的な方向に導き、したがって市民社会の活性化が民主主義を強固にするとポジティブに評価される傾向にある。

市民社会は、近年の新しい概念ではない。さきに触れたようにネオ・リベラリズムが台頭し始めた1980年代ににわかに注目を浴びるようになったにすぎない。マイケル・ウォルツァーがいみじくも「西洋の人々は、長い間、市民社会について知ることなく、そのなかで生きてきた」（Walzer 1995：7-8）と述べるように、少なくとも1980年代の初めまで、市民社会という言葉は、政治社会の営みにおいて少しも重要な意味をもっていなかったのである。1980年代に突如として現れた市民社会への関心は、言うまでもなくフィリピンの「黄色い革命」、中東欧における共産主義体制の打倒、さらに南アフリカのアパルトヘイト廃絶という、相次いで起こった市民の民主主義革命が引き金となった。一方、民主主義が確立しているとされる先進諸国においても、国民は政党政治に失望し、議会や選挙といった政治制度よりも、自らの足元で民主主義を実現できる市民社会に関心を持つようになった（Khilnani 2001：11）。加えて、公的福祉の削減とその代償としての家族、コミュニティにおける互助、個人の自立と自己責任の強調といったネオ・リベラリズムの政策や考え方が、市民社会の復権を後押しした。

いずれにしても、市民社会に対する学問的関心は急速に高まっていった。ところが、フェミニスト研究者はこの動きに極めて冷淡である。女性たちは、歴史的にも、また世界的にも、様々な自発的組織活動に従事してきた。その代表ともいうことができるのが、すでに述べた2つのフェミニスト運動である。しかし、女性の生活条件の改善に貢献しているのは、なにもフェミニストの運動だけではない。フェミニズムとは無関係な、あるいは接点のない女性運動も、妻や母親という女性の伝統的なジェンダー役割を前提に、女性の暮らしの向上に貢献している（e.g. Naples 1998；LeBlanc 1999；Eto 2005；Howell 2005；Burghoor, Iwanaga, Milwertz and Wang 2008；Ortbals 2010）。先進資本主義国家のネオ・リベラル政権が、公的サービスの不足を、自助と互助によって補おうとし、女性のボランティア活動を福祉資源として活用しようとしたことはさきに述

(6) 本章は拙稿（衛藤，2011，Eto 2012）で展開した論考の一部に基づいている。

べたとおりである (Phillips 2002)。

市民社会は政治権力の中枢から排除され、政治的に周縁化された人びとに公式の政治制度とは別の政治的影響力を行使する経路を与えることができる。フェミニスト研究者たちは、女性運動やそのほかの女性の組織的活動に関心をもち、それらをさまざまな角度から切り取り、論じてきた。しかしながら、不思議なことに、彼女たちがこうした運動や活動の記述を市民社会という枠組みで論じることはほとんどなかった。ジュディ・ハウエルとダイアン・マリガンは、女性が市民社会に深く関与している現実とフェミニスト研究者の市民社会への無関心との乖離に気づき、女性運動を「市民社会というより広い文脈から」とらえ直す試みを行っている (Howell 2005 : 6)。ハウエルとマリガンが編集した著作は、市民社会とジェンダーの間のギャップを埋める、おそらく最初の文献であろう (Howell and Mulligan 2003 ; Howell and Mulligan eds. 2005)。

フェミニスト研究者はなぜ女性の組織的活動を市民社会の観点から論じることに消極的であり、あるいは市民社会研究への関心が薄いのであろう。その主な理由は、市民社会の現実とその主流派理論が、フェミニストが批判するところのジェンダーに無自覚な性質を内在させているからである。市民社会をジェンダーの視点から批判的に検討したフェミニストの文献は数こそ少ないものの、その批判は既存の市民社会研究の問題点と市民社会に潜む危うさを鋭く突いた重要な指摘である。本章では、まずこのフェミニスト理論家による市民社会批判を検証し、最後に今日のフェミニズムが抱える課題の一端をみておくことにしたい。

(1) フェミニストの市民社会(論)批判

フェミニストの主流派市民社会論への批判的論考として、ここではセイラ・ベンハビブ (Benhabib 1992)、フレイザー (Fraser 1992)、フィリップス (Phillips 1992) を取り上げる。ベンハビブとフレイザーが市民社会概念を批判しているのに対し、フィリップスの批判は市民社会それ自体に向けられている。また、ベンハビブとフレイザーの批判は、ユルゲン・ハーバーマスの「公共圏 (Öffentlichkeit, public sphere)」を対象としている。ハーバーマスの「公共圏」は、市場経済並びに国家とは区別され、国家を批判し得るような議論が生み出され、展開する領域であり、市民社会と同義と考えてよい。これら3人の市民社会(論)批判は、主流派市民社会論者が公私二元論を所与のものとしている点、彼らのジェンダー不平等への無関心、そして国家と市民社会とを断絶的にとらえる点の3点に分けることができる。

1) 市民社会と公私二元論

市場を市民社会に含むか否か、あるいは家族をどのようにとらえるかについては、議論が分かれ、必ずしも意見の一致がみられるわけではないが、市民社会が国家とは異なる領域であり、また公的な性質を帯びているという点は論者間で一致している。意見の違いはともかくも、市民社会の議論には私たちが生きる世界を国家と市民社会、あるいは市場、家族といったカテゴリーで区分することが前提になっている。

ベンハビブ (Benhabib 1992 : 74) は、公共圏をめぐる概念を、ハンナ・アレントに代表される共和主義モデル、伝統的リベラリズム、そしてハーバーマスの討議モデルに類型し、これら3つの中で、ハーバーマスのモデルが政治的議論を評価し、政治的に妥当な問題を分析するうえでもっ

とも有効だと述べている。だが，それにもかかわらず，ベンハビブは，ハーバーマスのモデルには，重要な問題があると指摘している。すなわち，ハーバーマスは公私二元論に立って議論を展開しており，その点でアレントの共和主義モデルや伝統的リベラリズムと何ら変わりはない（Benhabib 1992：90-92）。フェミニスト政治学者は，公的領域と私的領域との二分化を近代政治理論におけるもっとも深刻な欠点だと考えている。たとえばキャロル・ペイトマンは，公的領域と私的領域との二分化は，18世紀の社会契約論に始まる操作的な概念であり，それ以降，公的領域は男性の，私的領域は女性の領分という観念が定着し，その結果女性は家庭の中に閉じ込められ，公的領域の担い手である男性よりも劣る二級市民の地位に甘んじさせられることになったと分析している（Pateman 1988）。公私二元論は，3つのリベラリズムを貫通する暗黙の前提となっている。しかし，フェミニストは公的領域と私的領域とを明確に分けることはできないと確信し，それゆえにフェミニストにとって市民社会は，公私二元論を想起させる不愉快な概念なのである。

公私の分離は，さらに市民社会における討議について問題を引き起こす。ハーバーマスの公共圏の概念を「ブルジョワ男性のイデオロギー」だと切って捨てるフレイザー（Fraser 1992：128-132）は，「ハーバーマスの公共圏における議論は共通益に限られ，私的な問題は取り上げられないが，何をもって公共問題とするのかははなはだ疑問であり，共通の関心事についての決定は，行きつ戻りつしながら進められる論争の問題として考慮すべきだ」と指摘している。のちに検討するように，議論の参加者たちは，それぞれの個人的な経験や関心に基づいて発言をするので，公的な問題は私的な問題とまったく別のところから立ち上がってくるわけではなく，むしろ公的な問題は私的な問題と連続している。つまり，共通課題は，討論者が彼らの視点や考え方をぶっつけ合う中から現われてくるのである。人びとの一般的な思考や行動様式を考えれば，ごく当たり前のことであるにもかかわらず，公的問題と私的問題とを分けるのは，公私二分化を思考の前提に，公共的な場では私的な発言は控えるべきだという暗黙の了解が成り立っているからである。無意識にこの観念を受け入れているがために，ハーバーマスは市民社会における議論の現実を見逃すことになった。ハーバーマスのような論者でもリベラリズムの伝統的な観念から容易に逃れられないのである。フレイザーがハーバーマスの理論を「ブルジョワ男性のイデオロギー」と呼んだのは，まさにこのためである。

ところで，市民社会は公私いずれの領域に区分されるのであろう。公私二元論を無意味と考えるフェミニストにとって，市民社会が公的領域と私的領域のうちいずれに属しているかは，関心の外であり，事実フェミニストの言及はない。しかしながら，この問題は，政治理論において伝統的に私領域とされてきた家族は果たして市民社会に含まれるのか，否かという問いかけである（Howell 2005：1）。ヘーゲルの定義以来，西洋政治理論において市民社会は公的領域として定義され，それゆえ私的領域の中心をなす家族は市民社会の外に置かれることとなった（Pateman 1989）。この政治理論における伝統は，今日においてもなお受け継がれている。たとえば，ウォルツァー（Walzer 2002：35）は，自由な市民社会には，自発的で非強制的だと考えられる社会集団はすべて含まれるが，その構成員がボランティアではない家族は例外だと述べている。だが一方，家族を市民社会に含む意見もある。コーエンとアラトー（Cohen, and Arato 1992：724）は，家族を市民社会の「核となる制度（a core institution）」と位置付けている。とはいえ，ウォルツァーもコー

エンとアラトーも、一言触れただけで、家族と市民社会の関係についてそれ以上の言及はない。市民社会論者のこの問題についての関心は薄く、十分に理論的な考察をされることなく、放置されている (Ginsborg 2008 : 153)。家族への無関心は、さきに述べたように、市民社会論が公私二元論を無条件に受け入れ、公私の二分化に何の疑いも抱かないからである。

フェミニスト理論家もまた、この問題にはあまり関心を示していない。が、それは主流派論者とは、全く逆の理由からである。さきに述べたように、フェミニストは、公私を分ける境界は決して明瞭なものではなく、極めて曖昧なものだと考え、公的、私的領域、市民社会といったように世界を境界によって分けることを疑問視している (e.g. Pateman 1988 : 10-13 ; Phillips 2002 : 74-75)。それでも、何人かのフェミニストはこの問題に言及しており、いずれも家族は市民社会の一部であると主張している (Pateman 1989 ; Young 2000 ; Phillips 2002 ; Howell 2005)。フィリップス (Phillips 2002 : 75) は、「家族関係を人びとが組織化され、またより広い社会に結び付ける手段だとみるフェミニストは、家族を市民社会とは区別される存在ではなく、市民社会の一部とみなす傾向にある」と述べている。公私二元論を乗り越えようとするフェミニストが家族を市民社会の一部ととらえるのは、当然のことであろう。また、家族を市民社会に包摂することには現実的な意義もある。すなわち、夫婦や親密な男女間に生じる暴力の問題 (ドメスティック・ヴァイオレンス, DV) の取締りである。ドメスティック・ヴァイオレンスを犯罪だとする根拠は、暴力が行使される家庭内はもはや公権力の介入を許さない「神聖なる私領域」などではないという論理である。フェミニストのこの公私観念の画期的な転換がそれまで不問にされてきた家庭内の犯罪を告発することに成功したのである⁽⁷⁾。

2) 市民社会に内在するジェンダー不平等

市民社会論者たちは、ときに市民社会が抑圧から自由なユートピアのように描くことがあるが、フェミニストからみればジェンダー不平等がまかり通っており、しかも彼らは不平等の存在を無視している。フィリップス (Phillips 2002 : 80) は、歴史的に男性の組織的ネットワークは縦横に張り巡らされ、盛んに展開してきたのに対し、女性のそれは男性ほど活発ではなかったのみならず、たとえ男女混合の市民社会組織であっても女性は男性とは区別されて組織化され、この男女の分断化は一般社会よりもはなはだしいものであったと指摘している。すでに触れたように、女性はさまざまな形態の運動や組織活動に従事してきた。しかし、それらは組織の規模や範囲、多様性、社会への影響力などの点で男性に及ぶものではない。女性がこうした女性だけの組織を立ち上げざるを得なかったのは、フィリップスが指摘するように女性が男性の領分から排除されてきたからである。また、教会、労働組合、コミュニティ団体、政党といった伝統的な市民社会組織はたいてい男女混合組織である。しかし、こうした組織が女性リーダーによって率えられることは減多にない。女性だけのサブ・グループを組織され、組織の中心から隔離されることが多い。

しかも、市民社会において女性が「二級市民」の扱いを受けているという現実が、理論のなかに反映されることはまずない。フレイザー (Fraser 1992 : 134) は、ハーバーマスの公共圏では対

(7) しかしながら、筆者は市民社会の性質を検討することなく、家族を市民社会の一部と言い切ってしまうことには疑問が残ると考えている。ここでは誌面の関係上割愛するが、詳細は別に論じているので参照されたい (衛藤, 2011 ; Eto 2012)。

話の参加者たちの間にあるジェンダー不平等が無視され、参加者たちがあたかも社会に平等であるかのように取り扱われていると批判している。不平等はあからさまに存在するわけではなく、むしろ表向きには平等が装われているのである。だが、男女の間にある構造的な不平等は、表面上の平等など簡単に引き剥がしてしまう。公共圏（市民社会）において討論者たちに平等かつ自由な発言が保障されていても、まず発言の主導権を握るのは男性であり、女性が議論をリードすることはおろか、今日においても男性と対等に議論することさえも多くはない。さらに悪いことに、表面上の平等が現実の不平等を覆い隠し、不平等を永続させている。フェミニストがしばしば指摘するように、男性優位の構造においては何が平等かは男性を基準に決められるので、ジェンダーに中立であるということは結局のところ男性の利益に貢献することになる（e.g. Phillips 1991；Phillips 1995；Young 1990）。社会的地位や立場とは無関係なはずの市民社会組織であっても、構造的な不平等から決して無縁ではなく、不平等な構造がそのまま持ち込まれるという現実を無視、というよりおそらくは気づかないことは、無自覚な不平等への加担にほかならない。

3) 国家と市民社会の断絶

市民社会論において市民社会を国家から切り離すという考え方は、国家を必要悪とみなし、国家の権力を最小限に縮減しようとする古典的リベラリズムの伝統であるが、ネオ・リベラリズムにおいて一層強調されるようになった。市民社会を国家から自立させ、市場からはじき出された人びとの抛り所にするには、ネオ・リベラルの望むところである。しかしながら、この分離は、市民社会のより良い展開に貢献しないばかりか、それを妨げさえするとフェミニストは考える。フレイザー（Fraser 1992：134）は、次のように指摘している。すなわち、公共圏が拡大するとき、主権議会が国家内部の「公共圏」として機能することがあるが、このような状況下では国家と市民社会（公共圏）との境界は曖昧になる。明瞭に切り分けるよりも国家と市民社会とが重なり合っていることのほうが、市民社会のよりよい展開には必要である。このことは、東欧、フィリピン、南アフリカで起きた市民の民主的運動が彼らのリーダーを議会の中心に送り込むという結末になったことを考えれば、理解できよう。国家と社会の分離はまた、市民社会への過剰な期待と国家軽視という考え方を助長する。たとえば、ヤング（Young 2000：180）はそれを従来政府が担ってきた様々な機能を「公共的な精神」によって遂行し、市民社会が国家を代行することができるとする考え方で述べている。まさしく、ネオ・リベラリズムの思うつぼである。

こうした国家軽視と市民社会礼賛の考え方は、女性や社会的マイノリティにとって決して望ましいものではない。フィリップス（Phillips 2002：81）は、市民社会の組織が、国家のそれよりも女性に差別的な性質をもっていると、その危険性を警告している。というのも、市民社会は、自発的な組織によって構成されているため、政府が課す法的規制から外れることがあるからである。無論、一般的な規制のほとんどは市民社会組織にも適用されるだろう。しかしながら、職場における性差別の禁止やジェンダー平等の推進といった特殊な規制は、その対象が労働市場、あるいは公的機関になっていることが多く、市民社会組織にそれらが適用されることは稀である。非政府組織（NGO）や非営利団体（NPO）で働く女性の権利は、一般企業や政府機関で働く女性ほどには保障されないのではないか。しかも、市民社会組織において、女性差別や性的嫌がらせといった女性の権利侵害が起きないという保証はない。それどころか、市民社会は、ときに国家、少なくとも民主的国家

以上に危険に満ちている。

フィリップス (Phillips 2002 : 84-87) は、しばしば市民社会論者が陥る「市民社会は本質的に善である」という楽天的な考え方に疑いをもっている。リベラリズムの市民社会では、当然「良い」市民組織と「悪い」それとがともに存在する。とはいえ、悪意に満ちた市民組織が建設的な組織を攻撃し、その活動を妨害するのを果たして見過ごすことができようか。フェミニスト運動は、19世紀半ばの登場以来今日まで、反フェミニスト運動の攻撃的にされてきた。たとえば19世紀末、欧米で女性参政権運動が盛り上がってきた時、各地で男性によって女性参政権に反対する組織が結成され、参政権組織の活動が妨害された。20世紀後半の第二波フェミニズムにおいても、80年代米国で激しいバックラッシュが展開した。日本でも、2000年代「ジェンダーフリー」をめぐるフェミニストたちが右派グループの卑劣な攻撃を受けたことは記憶に新しい。しかし、たとえこのような非道な組織であっても、間違いなく市民社会の一部なのである。

さらに注意すべきは、市民社会がネオ・リベラル政府によって操られてしまうことである。フィリップス (Phillips 2002 : 81) は、市民社会が国民の自助努力を推奨するいわば「コードネーム」にされたと揶揄している。すでに述べたように、福祉予算削減は「貧困の女性化 (あるいは、貧困の女性への集中)」という現象を生じさせたばかりか、女性には無報酬の福祉サービスを提供することが推奨され、過剰な負担を強いることになった。

市民社会は国家の助けなしにあらゆる社会問題を解決できるという、ある種の「市民社会中心主義」(Young 2000:180) に対する疑念をフェミニストは共有している。また、平等を重視するソーシャル・リベラルは国家の規制を必要と考え、フェミニストと同様市民社会中心主義に疑問を呈している (Jensen 2006 : 51)。ソーシャル・リベラルの一人、ウォルツァーは、市民社会論にみられる「反政治的な傾向」に反対し、国家権力の必要性を論じている。ウォルツァー (Walzer 1998 : 140) は、「民主的な市民社会は民主的な国家によって形づくられ、民主的な国家は民主的な市民社会によって維持される」と指摘している。権力の行使から無縁な国家はない。それゆえ、市民が国家の権力行使の適正範囲を定め、その濫用を防がなければ、国家権力は歯止めを失ってしまうだろう (Mansbridge 2003 : 353)。とはいえ、現代の名目上ではなく実体において民主的な国家は必ずしも「悪魔」として振る舞うわけではなく、ソーシャル・リベラルにおいてはむしろ社会的正義の実現に責任をもつことは、すでに論じたとおりである (Young 2000 : 186)。

(2) フェミニズムのジレンマ

ネオ・リベラリズムは市民社会に対するフェミニストの疑念を一層深めることとなったが、市民社会の中でフェミニスト運動には実際にどのような変化が生じているのであろう。EU、東欧、南アジア、ラテンアメリカにおける女性運動、女性の非政府組織に関する実証研究を編集したヴィクトリア・バーナルとインダパル・グルワル (Bernal and Grewal 2014) は、フェミニストの運動が影を潜め、代わってジェンダーの課題を取り上げる非政府組織の活動が活発になっていると述べ、このような変化を「フェミニズムの非政府組織化 (the NGOization of feminism)」と呼んでいる。すなわち、フェミニスト運動が包含してきた批判力、あるいは告発力が弱まり、政府などの公権力への対抗的な運動よりも公権力と協力し、目に見える物質的な成果を上げる活動が志向されるよう

になった。フェミニスト運動がより調和的，建設的になったと肯定的に評価もできる反面，それはフェミニズムの弱体化でもある。と同時に，社会運動にも自己完結，自己責任，効率化，利益の追求といったネオ・リベラリズムの価値観が色濃く反映されるようになったことを表わしている。

たとえば，サビーナ・ラング（Lang 2014）は欧州連合におけるフェミニスト運動の官僚組織への包摂について論じている。欧州連合は2000年代初頭よりジェンダー問題を重視し，優先順位の高い課題として取り組んできた。ラングによると，こうした欧州連合の「ジェンダーに友好的な」統治は，「ベルベット三角同盟（velvet triangle）」によって支えられているという。ベルベット三角同盟は，欧州連合政府のフェミニスト官僚（femocrats），フェミニスト活動家，フェミニスト学者の三者から構成され，彼らは定期的に意見交換の場を持ち，欧州連合のジェンダー政策について議論する。欧州連合が打ち出すジェンダー政策は，ベルベット三角同盟の産物だと言っても過言ではない。

ベルベット三角同盟は西ヨーロッパのフェミニスト運動を活気づけることになった。フレイザー（Fraser 2008：103）が指摘するように，近年，第二の波を主導した米国のフェミニスト運動が停滞しているのとは対照的である。また，市民社会に足場をもつ活動家と政策決定にかかわる官僚との対話は，政策決定過程の民主化だと評価する議論もある（e.g. Squires 2007）。しかし，ラング（Lang 2014）はそのことによってフェミニスト運動は非政府組織となり，欧州連合政府の下請と化してしまうと危惧する。しかも，同盟内の三者の間では，たとえば官僚から学者，活動家から官僚に転身するといったような人材交流が盛んに行なわれるので，お互いの意見を批判的に検討することよりも譲歩や迎合に終始することになる。提案型の運動と言えば聞こえは良いが，要はフェミニストたちが政府に取り込まれ，体よく牙を抜かれたにすぎないのではないのか。

結 語

リベラリズムとフェミニズムは，並行する2本の線のように交わることがないのであろうか。ソーシャル・リベラリズムは「女性」を名指すことによって，男性とは異なる女性の「身体性」を念頭に，「形式的平等（de jure）」を「事実上の平等（de facto）」に高めた。これは，地球規模の広がりを見せ，国際連合を巻き込むことに成功した第二波フェミニズムの到達点の一つとすることができるかもしれない。しかしながら，女性の固有性を持ち出すことは，「本質主義」への回帰という致命的な問題をフェミニズムに突きつける。他方，ネオ・リベラリズムは，フェミニズムに与しないばかりか，政府の有形（たとえば，福祉サービス），無形（たとえば，欧州連合でみたような政策アイデア）の資源としてフェミニズムを利用しようとさえする。

ジョン・ドライゼク（Dryzek 2000:81-114）は，社会運動の政府との関係は「権力の分有（power-sharing）」であって「包摂（co-option）」であってはならないと指摘しているが，さきに論じた西ヨーロッパのフェミニズムはこの包摂の危機に直面し，「フェミニズムの非政府組織化」という現実と直面している。また，ネオ・リベラルが要請する自立，エンパワーメントといったスローガンは，しばしばフェミニストによっても立ち上げられ，部分的であれ価値を共有しているようにもみえる。しかしながら，フェミニストや平等主義者の考える「自立」とネオ・リベラルのそれとは似

て非なるものである。

リベラリズムとフェミニズムが交わることはやはり困難と言わざるを得ない。とはいえ、フェミニズムがリベラリズムの枠を抜け出すことも難しい。というのも、フェミニズムはリベラリズムの中から生まれ、リベラリズムとの共存を余儀なくされる中でリベラリズムを厳しく追及することによって発展してきたからである。言い換えれば、リベラリズムという「敵」なくしてフェミニズムは存在し難いのである。このように考えるならば、ネオ・リベラリズムの攻勢はフェミニズムがさらなる発展を遂げる好機ということができるのではなかろうか。

(えとう・みきこ 法政大学法学部教授)

【参考文献】

- 衛藤幹子 (2005) 「家長制とジェンダー分業システムの起源と展開―「男性支配」体制(レジーム)はいかにつくられたのか―」『法学志林(法政大学法学部紀要)』第103巻第2号, 1-58頁。
- 衛藤幹子(2011)「ジェンダーと市民社会―フェミニスト批判を超えて―」『法学新報(中央大学法学部紀要)』第118巻3・4号, 699-729頁。
- 岡野八代(2001)「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム』勁草書房(東京)。
- 中山道子(2000)『近代個人主義と憲法学―公私二元論の限界』東京大学出版会(東京)。
- 三浦まり・衛藤幹子(2014)『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか―』明石書店(東京)。
- Baldez, L. (2014) *Defying Convention: U.S. Resistance to the U.N. Treaty on Women's Rights*. New York: Cambridge University Press.
- Benhabib, S. (1992) "Models of Public Space: Hannah Arendt, the Liberal Tradition, and Jürgen Habermas". In *Habermas and the Public Sphere*, ed. Craig Calhoun, Cambridge, Massachusetts and London, England: The MIT Press, pp. 73-98. (邦訳: セイラ・ベンハビブ「公共空間のモデル: ハンナ・アレント, 自由主義の伝統, ユルゲン・ハーバマス」グレイグ・キャルホーン編著/山本啓・新田滋訳『ハーバマスと公共圏』東京, 未来社, 1999年, 69-101頁)
- Bernal, V. & Grewal, I. (eds.) (2014) *Theorizing NGOs: States, Feminism, and Neoliberalism*. Durham and London: Duke University Press (Kindle Edition) .
- Brennan, T. & Pateman, C. (1998) "Mere Auxiliaries to the Commonwealth: Women and Origins of Liberalism". In A. Phillips (ed.) *Feminism and Politics* (Oxford: Oxford University Press) , pp. 93-115.
- Burghoor, W., Iwanaga, K., Milwertz, C. and Wang, Q. (eds.) . 2008. *Gender Politics in Asia: Women Maneuvering Within Dominant Gender Orders* (Copenhagen: NIAS Press) .
- Campbell, J. L. and Pedersen, O. K. (eds.) (2001) *The Rise of Neoliberalism and Institutional Analysis*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- Cohen, J.L. & Arato, A. (1992) *Civil Society and Political Theory* (Massachusetts & London: The MIT Press) .
- Cohen, J., Howard, M. & Nussbaum, M.C. (eds.) . 1999. *Is Multiculturalism Bad for Women?* New Jersey, Princeton: Princeton University Press.
- Dryzek, J. (2000) *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations* (Oxford & New York: Oxford University Press) .
- Eto, M. (2005) "Women's Movements in Japan: the Intersection between Everyday Life and Politics", *Japan Forum*, No.17, Vol: 3, pp. 311-333.
- Eto, M. (2012) "Reframing Civil Society from Gender Perspectives: A Model of a Multi-layered

- Seamless World”, *Journal of Civil Society*, Vol. 8 : No. 2, 2012, pp. 101–121.
- Esping-Andersen, G. (1989) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Cambridge : Polity. (邦訳：イエスタ・エスピンはアンデルセン著/岡澤憲芙・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』京都, ミネルヴァ書房, 2001年)
- Fraser, N. (1992) “Rethinking the Public Sphere : A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy”. In *Habermas and the Public Sphere*, pp. 109–42. (邦訳：ナンシー・フレイザー「公共圏の再考：既存の民主主義の批判のために」山本啓・新田滋訳『ハーバマスと公共圏』117–159頁)
- Fraser, N. (1997) *Justice Interruptus : Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition* (New York and London : Routledge) .
- Fraser, N. (2008) *Scales of Justice : Reimagining Political Space in a Globalizing World* (Cambridge & Malden, MA : Polity Press) .
- Frazer, E. & Lacey, N. (1993) *The Politics of Community : A Feminist Critique of the Liberal-Communitarian Debate* (Brighton : Harvester Wheatsheaf) .
- Friedan, B. (1983) *The Second Stage* (London : Abacus) .
- Ginsborg, P. (2008) “Only Connect” : Family, Gender, and Civil Society in Twentieth Century Europe and North America. In K. Hageman, S. Michel & G. Budde (eds.) *Civil Society and Gender Justice : Historical and Comparative Perspectives* (New York & Oxford : Berghahn Books) , pp. 153–170.
- Grosz, E. (2004) *Volatile Bodies : Toward a Corporeal Feminism* (Indiana : Indiana University Press) .
- Howell, J. and Mulligan, D. (2003) Editorial, *International Feminist Journal of Politics*, Vol. 5, No. 2, pp. 157–161.
- Howell, J. and Mulligan, D. (eds.) (2005) *Gender and Civil Society: Transcending Boundaries* (London & New York : Routledge) .
- Howell, J. (2005) . “Introduction”. In Howell & Mulligan (Eds.) *Gender and Civil Society*, pp. 1–22.
- Jensen, M.N. (2006) Concepts and Conceptions of Civil Society, *Journal of Civil Society*, 2 (1) , pp. 39–56.
- Khilnani, S. (2001) “The Development of Civil Society”. In Kaviraj & Khilnani (Eds.) *Civil Society : History and Possibilities* (Cambridge : Cambridge University Press) , pp. 11–32.
- Kymlicka, W. (1995) *Multicultural Citizenship : A Liberal Theory of Minority Rights*. Oxford : Oxford University Press.
- Lang, S. (2014) “Women’s Advocacy Networks : The European Union, Women’s NGOs, and the Velvet Triangle. In Bernal and Inderpal (eds.) . 2014. *Theorizing NGOs : States, Feminism, and Neoliberalism* (Kindle Edition) .
- LeBlanc, R. M. (1999) *Bicycle Citizens : The Political World of the Japanese Housewife* (Berkeley, Los Angeles & London : University of California Press) .
- Mansbridge, J. (2003) Anti-statism and Difference Feminism in International Social Movements, *International Feminist Journal of Politics*, *International Feminist Journal of Politics*, Vol. 5 , No. 3, pp. 355–360.
- Marshall, T.H. (1950) *Citizenship and Social Class, and Other Essays* (Cambridge : Cambridge University Press) .
- Mitchell, J. (1971) *Women’s Estate* (New York : Vintage Book) .
- Naples, N.A. (ed.) (1998) *Community Activism and Feminist Politics : Organizing Across Race, Class, and Gender* (New York & London : Routledge) .
- Ortbals, C. D. (2010) “The Potential of Local Women’s Associations in Andalusia : Pursuing Culture,

- Enriching Lives and Constructing Equality, South European Society and Politics”, iFirst Article, pp. 1–21.
- Okin, S. M. (1999) “Is Multiculturalism Bad for Women?” In Cohen, Howard and Nussbaum (eds.) . In Cohen, Howard and Nussbaum (eds.) Is Multiculturalism Bad for Women?, pp. 7–24.
- Pateman, C. (1988) *The Sexual Contract* (Cambridge : Polity Press) .
- Pateman, C. (1989) *The Disorder of Women : Feminism and Political Theory* (Cambridge : Polity Press) .
- Phillips, A. (1991) *Engendering Democracy*, Cambridge : Polity Press.
- Phillips, A. (1995) *The Politics of Presence : The Political Representation of Gender, Ethnicity, and Race*, Oxford : Oxford University Press.
- Phillips, A. (2002) “Does Feminism Need a Conception of Civil Society?”. In Chambers, S. & Kymlicka, W. (eds.) *Alternative Conceptions of Civil Society* (Princeton & Oxford : Princeton University Press) , pp. 71–89.
- Phillips, A. (2010) *Gender and Culture* (Cambridge and Malden : Polity) .
- Squires, J. (2007) *The New Politics of Gender Equality* (Hampshire and New York : Palgrave Macmillan) .
- Steger, M. & Roy, R. K. (2010) *Neoliberalism : A Very Short Introduction*. Oxford and New York : Oxford University Press (Kindle Edition) .
- Voet, R. (1998) *Feminism and Citizenship* (London : SAGE Publication) .
- Walzer, M. (1995) “The Concept of Civil Society”. In M. Walzer (Ed.) *Toward a Global Civil Society* (Providence & Oxford : Berghahn Book) , pp. 7–27. (邦訳：マイケル・ウォルツァー「市民社会の概念」石田淳・越智敏夫・向山恭一・佐々木寛・高橋康浩訳『グローバルな市民社会に向かって』東京、日本経済評論社、2001年、9–34頁)
- Walzer, M. (1998) “The Idea of Civil Society: A Path to Social Reconstruction”. In E.J. Dionne JR (ed.) *Community Works : The Revival of Civil Society in America* (Washington D.C. : Brookings Institution Press) , pp. 123–143.
- Walzer, M. (2002) “Equity and Civil Society”. In S. Chambers and W. Kymlicka (Eds.) *Alternative Conceptions of Civil Society*, pp. 34–49.
- Young, I. M. (1990) *Justice and the Politics of Difference* (Princeton, New Jersey : Princeton University Press) .
- Young, I. M. (2000) *Inclusion and Democracy* (Oxford & New York : Oxford University Press) .